

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：道路運送車両法の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加（第 41 条関係）

(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け（第 49 条及び第 57 条の 2 関係）

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設（第 99 条の 3 関係）

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等（第 75 条等関係）

規制の区分 新設、改正 （拡充）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：自動車局技術政策課、審査・リコール課、整備課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 7 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

（1）保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

交通事故削減や生産性向上など社会的課題の解決につながると期待される自動車の自動運転について、高速道路において自動運転を実施する車や、過疎地等の限定地域において無人で移動サービスを提供する車の 2020 年目途の実用化に向けて自動車製作者等において技術開発が進められている。本改正による規制の拡充を実施しない場合、これらの自動運転車の安全性が確保されず、重大事故の発生等につながるおそれがある。

（2）分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。また、現行の分解整備の対象となる装置に加え、保安上重要な装置である自動運行装置を搭載した自動車が実用化される見込みである。さらに、近年普及が進んでいる先進技術は、自動車製作者等が作成する整備要領書等の技術情報が提供されなければ点検整備の実施が困難となっている。本改正による規制の拡充・新設を実施しない場合、このような整備の安全性が確保されず、重大事故の発生等につながるおそれがある。

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、当該自動車の性能を変更する改造を大規模かつ容易に行うことが可能となっているが、当該改造行為の適切性を国が確認する枠組みはない。本改正による規制の新設を実施しない場合、当該改造行為の適切性が確保されず、事故やハッキングが大規模に発生することにつながり、社会的にも重大な影響が生じるおそれがある。

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等関係

平成 29 年秋以降、自動車製作者等において、完成検査における不適切な取扱いが相次いで発覚しているところであり、自動車の型式指定制度における監督に係る規制の新設を実施しない場合、こうした状況が今後とも確実かつ速やかに改善されないおそれがある。

	H26	H27	H28	H29	H30
完成検査において不適切な取扱いを行った自動車製作者等	0 社	0 社	0 社	2 社	7 社

※ 国土交通省報道発表資料に基づき記載

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

【課題及びその発生原因】

現行の道路運送車両法では、自動運転車に搭載される自動運転システム(自動運行装置)は保安基準の対象装置となっていないため、自動車製作者等において安全性の低い自動運行装置を開発・実用化することが可能であり、当該装置の安全性が法制度上担保されていない。

【規制の内容】

自動車の保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加する。

【規制以外の政策手段の内容】

自動運行装置の安全性を確保するため、自動車製作者等に対し、安全性の高い装置の開発・実用化を要請することが考えられる。しかし、これらの者が要請にどの程度対応するのかが不確実であるため、効果は限定的であり、規制の手段の採用が妥当である。

(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

【課題及びその発生原因】

現行の道路運送車両法では、装置の取り外しを伴わない整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、自動運行装置は分解整備の対象装置となっていないため、こ

れらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備の安全性の確認が法制上担保されていない。また、近年普及が進んでいる自動ブレーキ等の先進技術を搭載した自動車の点検整備の実施に必要な、自動車製作者等が作成する整備要領書等の技術情報が、十分に提供されることが法制上担保されていない。

【規制の内容】

事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備又は改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。また、自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。

【規制以外の政策手段の内容】

先進技術を搭載した自動車などの整備の安全性を確保するため、必要な設備・従業員の確保、技術情報の提供等について、整備事業者及び自動車製作者等に要請することが考えられる。しかし、これらの者が要請にどの程度対応するのかが不確実であるため、効果は限定的であり、規制案の採用が妥当である。

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

【課題及びその発生原因】

現行の道路運送車両法では、自動車製作者等による通信を活用した自動車の電子的な改造が大規模に行われることは想定されておらず、国がその適切性を確認する枠組みが存在しない。このため、自動車製作者等による通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、当該自動車の性能を変更する改造等（以下「特定改造等」という。）が適切に行われることが法制上担保されていない。

【規制の内容】

特定改造等をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。また、許可にあたっては、サイバーセキュリティを確保するために必要な通信インフラの構築等の体制整備などの申請者の適格性及び改造のためのプログラムの内容が保安基準に適合していることなど適切性について確認することとする。

【規制以外の政策手段の内容】

特定改造等の適切性を確保するにあたっては、適切な特定改造等の実施について、自動車製作者等に要請することが考えられる。しかし、これらの者が要請にどの程度対応するのかが不確実であるため、効果は限定的であり、規制案の採用が妥当である。

（４）自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

【課題及びその発生原因】

現行の道路運送車両法では、完成検査における不適切な取扱いを確実に速やかに是正させるための強制力のある措置を講じることができず、自動車製作者等が、完成検査における不適切な取扱いを確実に是正することが法制上担保されていない。

【規制の内容】

国土交通大臣は、自動車の型式指定制度における完成検査に関し不適切な取扱いをした自動車製作者等に対し、その是正のために必要な措置を講じるべきことを命じ、又はその是正のために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、型式指定の効力を停止することができることとする。

【規制以外の政策手段の内容】

完成検査における不適切な取扱いについては、これまでも行政指導による対応を行ってきたところであるが、そのような状況においてもなお、完成検査の不適切な取扱いの再発が発覚するなど、是正のための自発的取組を期待できない。このため、規制案の採用が妥当である。

２ 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

（１）保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

当該規制により、自動車製作者等において自動運行装置を保安基準に適合させるための設計・製造に係る遵守費用が発生する。なお、これらの遵守費用は、対象となる自動車製作者等が設計・製造する自動車の構造等により異なるため、定量的に把握することは困難である。

（２）分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

当該規制により、整備事業者（既に分解整備の認証を受けている事業者を含む。）において設備及び従業員の確保に係る遵守費用が、自動車製作者等において技術情報の提供に係る遵守費用がそれぞれ発生する。なお、これらの遵守費用は、対象となる整備事業者の規模、自動車の構造等により異なるため、定量的に把握することは困難である。

（３）自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

当該規制により、許可を受けようとする者において、許可の申請に必要な費用及びサイバーセキュリティを確保するために必要な通信インフラの構築等の体制整備、保安基準に適合した改造等を行うための適切なプログラムの設計・開発等に係る遵守費用が発生する。な

お、これらの遵守費用は、特定改造等の実施規模、自動車・装置の構造等により異なるため、定量的に把握することは困難である。

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

当該規制により創設される是正命令や型式指定の効力の停止は、完成検査における不適切な取扱いを行った自動車製作者等に対して行われるものであり、当該自動車製作者等が、本来、製作した車両が保安基準に適合しているか適切に完成検査を実施していれば、是正命令や型式指定の効力停止に伴う費用は発生しないものであることから、当該規制により、自動車製作者等において追加的な遵守費用が発生することは想定されない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

当該規制に係る行政費用として、新たに対象となる自動運行装置の保安基準適合性の確認等に係る費用が発生する。

(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

当該規制に係る行政費用として、新たに対象となる整備事業者の認証等に係る費用が発生する。

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設

当該規制に係る行政費用として、特定改造等の許可に係る費用が発生する。

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

自動車製作者等に対して行う是正命令等に係る費用が発生するが、是正命令等は必要な場合に行うものであって、これらを定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

（１）保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

当該規制によって、自動運行装置の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。なお、その効果は、混在交通等の道路条件、都市部等の地理条件、昼間、夜間等の環境条件等他の要因によっても左右されるものであることから、定量的把握は困難である。

（２）分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

当該規制によって、先進技術を搭載した自動車等の整備の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。なお、その効果は、混在交通等の道路条件、都市部等の地理条件、昼間、夜間等の環境条件、運転者の状況等他の要因によっても左右されるものであることから、定量的把握は困難である。

（３）自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

当該規制によって、特定改造等の適切性が確保され、事故やハッキングの発生を削減できる効果がある。なお、その効果は、混在交通等の道路条件、都市部等の地理条件、昼間、夜間等の環境条件、運転者の状況等他の要因によっても左右されるものであることから、定量的把握は困難である。

（４）自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

当該規制によって、監督権限の強化が図られ、完成検査における不適切な取扱いの確実かつ速やかな是正によって型式指定制度の適正な執行を確保する効果がある。なお、その効果は完成検査の適正な運用に必要なコンプライアンス意識、ガバナンス機能等が自動車製作者等によって異なることから、定量的な把握は困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり定量化が困難なため金銭価値化も困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

本改正は、自動車製作者等が設計・製造する自動運行装置の性能について一定の基準を定めるものであり、自動車製作者等の事業活動に影響を与える。

(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

本改正は、整備事業者が事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備又は改造にまで定義を拡大するものであり、整備事業者等の事業活動に影響を与える。

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

本改正は、特定改造等を行う者が設計・開発するプログラムの性能等について一定の基準を定めるものであり、当該者の事業活動に影響を与える。

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

当該規制によって、自動車製作者等において自動運行装置を保安基準に適合させるための設計・製造に係る遵守費用が発生する。また、行政費用として、新たに対象となる自動運行装置の保安基準適合性の確認等に係る費用が発生する。さらに、副次的な影響及び波及的な影響として、自動車製作者等の事業活動に影響を与える。一方、自動運行装置の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。これらのことから、費用を要するものの、これを上回る安全上の大きな効果が得られると考えられることから、当該規制の拡充・新設は妥当である。

(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

当該規制によって、整備事業者において設備及び従業員の確保に係る遵守費用が、自動車製作者等において技術情報の提供に係る遵守費用がそれぞれ発生する。また、行政費用として、

新たに対象となる整備事業者の認証等に係る費用が発生する。さらに、副次的な影響及び波及的な影響として、整備事業者等の事業活動に影響を与える。一方、先進技術を搭載した自動車等の整備の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。これらのことから、費用を要するものの、これを上回る安全上の大きな効果が得られると考えられることから、当該規制の拡充・新設は妥当である。

(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

当該規制によって、許可を受けようとする者において、サイバーセキュリティを確保するために必要な通信インフラの構築等の体制整備、適切なプログラムの設計・開発等に係る遵守費用が発生する。また、行政費用として、特定改造等の許可に係る費用が発生する。さらに、副次的な影響及び波及的な影響として、当該者の事業活動に影響を与える。一方、特定改造等の適切性が確保され、事故やハッキングの発生を削減できる効果がある。これらのことから、費用を要するものの、これを上回る安全上の大きな効果が得られると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。

(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

当該規制によって、自動車製作者等において追加的な遵守費用が発生することは想定されない。また、発生する行政費用については軽微であると考えられる。一方、当該規制によって、監督権限の強化が図られ、型式指定制度の適正な執行を確保する効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。これらのことから、軽微な費用に対し、これを上回る大きな効果が得られると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加関係

当該規制の代替案としては、自動運行装置を保安基準の対象装置に追加することについて、その時期を後ろ倒しにすることが想定される。

[費用]

当該代替案によって、自動車製作者等において自動運行装置を保安基準に適合させるための設計・製造に係る遵守費用が後倒しで発生する。また、行政費用として、新たに対象となる自動運行装置の保安基準適合性の確認等に係る費用が後倒しで発生する。

[効果（便益）]

当該代替案の場合、保安基準対象装置に追加するまでの間、自動運行装置の安全性が法制上担保されず、重大事故の発生等の削減効果が乏しいと考えられる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

自動車製作者等が設計・製造する自動運行装置の性能について一定の基準を定めるものであり、自動車製作者等の事業活動に影響を与える。

〔費用と効果（便益）の比較〕

当該代替案の場合、一定の費用を要する上、安全上の効果が不十分であると考えられ、不合理である。

〔規制案と代替案の比較〕

代替案は、安全上の効果が不十分であると考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

（２）分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け関係

当該規制の代替案としては、「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するのみとし、定義の拡大は行わないことが想定される。また、自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を使用者に提供することを義務付け、整備事業者は提供先としないことが想定される。

〔費用〕

当該代替案によって、整備事業者において設備及び従業員の確保に係る遵守費用が、自動車製作者等において技術情報の提供に係る遵守費用がそれぞれ発生する。また、行政費用として、新たに対象となる整備事業者の認証等に係る費用が発生する。

〔効果（便益）〕

当該代替案の場合、自動運行装置以外の先進技術を用いた装置等の整備は、安全性の確認が法制上担保されず、また、点検整備の実施に必要な技術情報が整備事業者に十分に提供されないおそれがあるため、重大事故の発生等の削減効果が乏しいと考えられる。

〔副次的な影響及び波及的な影響〕

当該代替案は、事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するものであり、整備事業者等の事業活動に影響を与える。

〔費用と効果（便益）の比較〕

当該代替案の場合、一定の費用を要するうえ、安全上の効果が不十分であると考えられ、不合理である。

〔規制案と代替案の比較〕

代替案は、安全上の効果が不十分であると考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

（３）自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設関係

当該規制の代替案としては、特定改造等に係る許可の要件として、改造のためのプログラムの内容の適切性のみを規定し、申請者の適格性（特定改造等を適確に実施する能力・体制）については規定しないことが想定される。

〔費用〕

当該代替案によって、許可を受けようとする者において、許可の申請に必要な費用及び適切なプログラムの設計・開発等に係る遵守費用が発生する。また、行政費用として、特定改造等の許可に係る費用が発生する。

〔効果（便益）〕

当該代替案の場合、特定改造等を行う者の適格性の確認が法制上担保されず、ハッキングの防止やハッキングによる事故の発生の削減効果が乏しいと考えられる。

〔副次的な影響及び波及的な影響〕

当該代替案は、特定改造等を行う者が設計・開発するプログラムの性能等について一定の基準を定めるものであり、当該者の事業活動に影響を与える。

〔費用と効果（便益）の比較〕

当該代替案の場合、一定の費用を要するものの、安全上の効果が不十分であると考えられ、不合理である。

〔規制案と代替案の比較〕

代替案は、安全上の効果が不十分であると考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

（４）自動車の型式指定制度に係る是正命令等の創設関係

当該規制の代替案としては、是正命令のみを創設し、型式指定の効力の停止については創設しないことが想定される。

〔費用〕

当該代替案によって、自動車製作者等において追加的な遵守費用が発生することは想定されない。また、発生する行政費用については軽微であると考えられる。

〔効果（便益）〕

当該代替案の場合、自動車製作者等が是正措置を講じるまでの間においても、完成検査において保安基準適合性が適切に確認されていない自動車が新規登録され続けることとなることから、型式指定制度の適正な執行を確保する効果が乏しいと考えられる。

〔費用と効果（便益）の比較〕

当該代替案の場合、規制案と同様に発生する行政費用については軽微であるものの、型式指定制度の適正な執行を確保する効果が不十分であると考えられ、不合理である。

〔規制案と代替案の比較〕

代替案は、型式指定制度の適正な執行を確保する効果が不十分であると考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会（平成 31 年 1 月 15 日とりまとめ）及び適切な完成検査を確保するためのタスクフォース（平成 30 年 3 月中間とりまとめ）において、それぞれ規制内容について検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

これらの規制については、道路運送車両法の一部を改正する法律案附則第 11 条において法施行後 5 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

所管行政庁、関係業界団体等への聞き取り等によって、費用、効果及び間接的な影響を把握する。